

海外経済要録

米州諸国

◇米国、銀買入法を廃止

ケネディ大統領は6月4日、銀買入法(Silver Purchase Act, 1934)の廃止および連邦準備法の改正に関する銀法案に署名した。本法案の要旨は次のとおり。

- (1) 財務省の銀証券(1ドル、2ドル紙幣の全部、5ドル、10ドル紙幣の一部)を廃止するとともに、連邦準備法を改正して1ドル、2ドルの連邦準備券を発行する(現行連邦準備法は、連邦準備券の発行を額面5ドル以上のものに限定している)。
- (2) 政府の新産銀買入義務(現在買入価格1オンス90.5セント)を解除する。
- (3) 銀の売買利益に対する50%の銀移転税を廃止する。

1959年以降世界の銀需要急増に伴い、米財務省の自由銀売却が激増したため、ケネディ大統領は1961年11月、銀貨鋳造用の銀を確保するために、自由銀売却の停止を指令したが、かかる情勢の下で、1934年銀買入法に基づく銀価格の下ささえのための政府の新産銀買入義務は実質的意義を失うに至った。このため、翌1962年、今回の法案とはほぼ同様の銀買入れ廃止法案が議会に提出されたが、西部産銀州出身議員の反対が強く不成立に終わり、今回ようやく本法案の成立をみたものである。

1961年の大統領指令以後すでに米国政府は、5ドル、10ドルの銀証券を徐々に引き揚げて連邦準備券に切り替えるとともに(1962年中銀証券発行残高は119百万ドル減)、これによって生じた自由銀を貨幣鋳造準備に加えてきたが、それでも1965年ごろまでには政府手持ち自由銀が涸渇するものと推測されていた。今回の措置によつて、政府手持ち通貨準備銀約16億オンス(うち1ドル銀証券準備13億オンス)が銀証券の裏付けから解放されることになり、これに現在の手持ち自由銀約20百万オンスを加えれば、今後約20年間は貨幣鋳造のための銀の手当は十分であるとされている。

現在の銀証券発行残高は約18億ドル(1963年3月末現在、うち1ドル銀証券15億ドル)であり、これを全額直ちに連邦準備券に代替すれば、他方連邦準備券の増加に対応して5億ドル近い金証券準備の追加が必要になる。もちろん、これは米国にとって好ましいことではないの

で、米国政府および連邦準備当局は、金証券準備の増加率が年に35~40百万ドル以下にとどまる範囲内で、徐々に銀証券を連邦準備券に切り替える意向といわれる。なお、1ドル連邦準備券が実際に出回るのは、技術的理由から明年10月以降になるものとみられている。

ニューヨーク銀相場は一昨年の自由銀売却停止以来騰勢を続け、本年5月央には1オンス1.284ドルと、1ドル銀貨融解点(1.29ドル)に接近するに至ったが、銀法案成立後相場は1.27ドル近くに微落した。一方今回、銀が通貨準備から解放され、50%の銀移転税が全廃された結果、銀の完全な商品化が実現したわけで、このため6月12日からニューヨーク商品取引所における銀先物取引が再開されることになった。これは、1934年8月以来29年ぶりのことである。再開後の取引はかなり活況を呈し、期近物で1オンス約1.28ドルと直物相場をやや上回っており、当分この水準の相場が継続するものとみられている。

◇米国、国債発行限度引上げ

ケネディ大統領は5月29日国債発行限度(現行3,050億ドル)を、①6月30日まで3,070億ドル、②7月1日以降8月31日まで3,090億ドルへ引き上げる旨の法案に署名した。

政府は本年初頭以来、1963年度中の国債発行限度引上げを議会に強く要請していたが、共和党の反対によって審議が長びき、4月1日以降は3,050億ドルの発行限度内における国債管理操作を余儀なくされてきた(3月末まで3,080億ドル)。このため、本年1月以来政府機関手持ちの抵当証券売却による財政資金調達が活発化し、4月以降はこの傾向にさらに拍車がかけられた(4月1日以降5月央までの連邦全国抵当協会の抵当証券純売却高は約240百万ドルと、本年第1四半期の純売却高273百万ドルに近い巨額に上っている)。

また財務省は、3月末以来国際収支対策として短期金利を引き上げるため、毎週の短期証券の入札発行に当たって1億ドルの上乗せを行なってきたが、5月にはいつて国債発行残高が3,040億ドルに迫ったため、5月20日以降この上乗せ発行を一時中止せざるを得なかった。

9月1日以降の国債発行限度については、8月中に議会によってあらためて決定されなければならないが、もし8月中に決定されない場合には、2,850億ドルの恒久限度が自動的に適用されることになる。現在議会で審議中の連邦予算では100億ドルをこえる大幅赤字が見込まれており、加えて秋は季節的にも財政収入の減少期であるので、政府当局は9月1日以降明年6月30日までの

国債発行限度を3,150～3,200億ドルへ引き上げる必要があるとしている。

歐州諸国

◇フランスの1962年国際収支

このほど発表されたフランスの1962年国際収支は、総合収支で598百万ドルの黒字と61年の黒字919百万ドルを大きく下回った。

貿易収支は輸入を上回る輸出の好調から前年を80百万ドル上回る476百万ドルの黒字を計上したが、貿易外収支が特需の減少、労働者送金の増加などから345百万ドルと一昨年に引き続き減少を示した(1962年193百万ドル減、61年3百万ドル減)ため、経常収支の黒字幅(821百万ドル)は前年比113百万ドル減少した。

資本収支は、民間取引の黒字は漸増(9百万ドル増)を示したが、政府取引の大幅赤字(722百万ドル)の結果440百万ドルの赤字と前年比273百万ドルの悪化となった。

もっとも、政府取引がこのように大幅赤字となったのは、世銀借款および対米債務の返済が618百万ドル(うち期限前返済595百万ドル)に達し、前年(408百万ドル)を210百万ドル上回ったことが主因である。これを勘案

すれば国際収支の実質黒字は1,216百万ドルとなり、前年(同1,327百万ドル)に比してさほど遜色はみられない。

◇スウェーデン中央銀行の公定歩合引上げ

スウェーデン中央銀行は6月14日以降公定歩合を3.5%から4%へ引き上げた。

同行は昨年4月以降公定歩合を3度にわたり引き下げ(昨年4月6日、6月8日、本年1月18日それぞれ0.5%ずつ)、景気回復をはかつてきただが、この結果最近消費財、パルプ、造船業などを中心に生産活動は着実な好転を示し、物価動向も騰貴傾向に転じた(3月の消費者物価前年同月比7%増)。一方、金外貨準備の減少(年初来5億クローネ減)から市中流動性が減少傾向にあるにかかわらず、資金需要の活発化(中央銀行の対市中貸出5月末残高12億クローネは従来の最高)から金融市場はひつ迫状態となっている。今回の措置は、かかる情勢を背景として行なわれたものであって、その主眼は過度の信用拡大の防止にある。

アジアおよび大洋洲諸国

フランス国際収支の推移

(単位・百万ドル)

	1960年	1961年	1962年	(前年) 比
1. 経常収支	+ 633	+ 934	+ 821	(-113)
貿易収支	+ 92	+ 396	+ 476(+ 80)	
輸出	+ 4,502	+ 5,166	+ 5,840(+ 674)	
輸入	- 4,410	- 4,770	- 5,364(+ 594)	
貿易外収支	+ 541	+ 538	+ 345(-193)	
観光運輸	+ 218	+ 218	+ 226(+ 8)	
労働者送金	- 99	- 125	- 148(- 23)	
フランス政府	- 246	- 268	- 197(+ 71)	
外国政府	+ 338	+ 367	+ 243(-124)	
その他サービス	+ 339	+ 276	+ 166(-110)	
贈与	- 9	+ 70	+ 55(- 15)	
2. 資本収支	- 110	- 167	- 440(-273)	
民間取引	+ 244	+ 273	+ 282(+ 9)	
政府取引	- 354	- 440	- 722(-282)	
うち債務返済	- 317	- 408	- 618(-210)	
3. その他	+ 9	+ 152	+ 217(+ 65)	
海外領土	- 18	+ 72	+ 145(+ 73)	
誤差脱漏	+ 27	+ 80	+ 72(- 8)	
総合収支	+ 532	+ 919	+ 598(-321)	

◇インドネシア、為替レートの実質的切下げを実施

インドネシア政府は、5月26日為替レートの実質的切下げを中心とする新輸出入規則を発表した。その概要は次のとおり。

1. 輸出および貿易外受取

- (1) 輸出により取得した外貨の5%について、輸出業者の自己保有と自由使用を認める。
- (2) 輸出為替の買取りは、上記5%を差引いた残り95%の外貨に対して、1ドル当り基準レート45ルピアに新たにプレミアム270ルピアを加算した315ルピアで行なうこととする。
- (3) 特別輸出報償金として、輸出業者に対し輸出により取得した外貨の10%(ただし生産業者が直接輸出した場合には15%)を自動的に輸入用として割り当てる。ただし、この外貨は後記輸入分類の第1、第2類の物資の輸入に限り使用しうる(外貨の譲渡はできない)。

なお、本報償金制度の採用に伴い、従来のSIVA制度(外貨使用権利証制度——輸出業者に対し、輸出金額の15%に当たる外貨の使用権を認めたもので、プレミアム付きで権利証の転売が認められていた)は廃止する。

- (4) 貿易外受取為替の買取りについては、その全額について前記輸出為替の実質レート(1米ドル=315ルピ

新、旧の実質レート(1米ドル当り、輸入税を含む)比較

	新	旧
輸出	315ルピア (基準レート45ルピア+プレミアム270ルピア) このうち、5%の外貨自己保有が認められ、さらに別途輸出金額の10~15%の輸入外貨割当が付与。	252ルピア (基準レート45ルピア+SIVAのプレミアム202.5ルピア(1米ドル=1,350ルピアの15%)+輸出税4.5ルピア(基準レートの10%))
貿易外受取	315ルピア (基準レート45ルピア+プレミアム270ルピア)	1. 旅行者 180ルピア (基準レート45ルピア+プレミアム135ルピア) 2. その他 45ルピア(基準レート)
輸入	第1類 315ルピア (基準レート45ルピア+賦課金270ルピア) 第2類 810ルピア (基準レート45ルピア+賦課金270ルピア+追加賦課金225ルピア+輸入税270ルピア(50%)) 第3類 1,620ルピア (基準レート45ルピア+賦課金270ルピア+追加賦課金495ルピア+輸入税810ルピア(100%))	第1類 45ルピア (基準レート) 第2類 90ルピア (基準レート45ルピア+価格調整金45ルピア(基準レートの100%)) 第3類 279ルピア (基準レート45ルピア+価格調整金225ルピア(基準レートの500%)+輸入税9ルピア(基準レートの20%)) 第4類 1,408.5ルピア (SIVAのプレミアム1,350ルピア+賦課金45ルピア(基準レートの100%)+輸入税13.5ルピア(基準レートの30%)) 第5類 1,665ルピア (SIVAのプレミアム1,350ルピア+賦課金270ルピア(基準レートの600%)+輸入税45ルピア(基準レートの100%))
貿易外支払	315ルピア (基準レート45ルピア+賦課金270ルピア)	45ルピア (基準レート)

ア)を適用する。

2. 輸入および貿易外支払

(1) 輸入品目を従来の5分類から3分類に改め、輸入為替決済の適用レートを次のとおりとする。

イ、第1類の物資を輸入する場合には、1米ドルにつき基準レート45ルピアに賦課金270ルピアを加算した315ルピアとする。

ロ、第2、第3類の物資を輸入する場合には、上記315ルピアのほか、追加賦課金として1米ドル当たり第2類は225ルピア、第3類は495ルピアを加算する。

なお、第2、第3類の物資に対しては、さらにそれぞれ50%、100%の輸入税が課せられる(この結果、第2類の実質レートは810ルピア、第3類のそれは1,620ルピアとなる)。輸入分類の内容品目は未詳。

(2) 貿易外支払為替の決済については、前記第1類輸入と同じく1米ドル当り315ルピアを適用する。

3. 実施日

新規則の施行は、①輸出、貿易外受取については外国為替銀行の外貨買取日が5月27日以降、②輸入、貿易外支払についてはライセンスの日付けが5月27日以降のものから適用する。

今次の輸出入規則の改訂は、為替レートの実質的切下げにより輸入の抑制、輸出の促進を意図し、あわせて従来の複雑な為替上の各種特例措置を簡素化したものである。

◆フィリピンの銀行預金利引上げ

フィリピン中央銀行は、3月27日、市中銀行預金利の最高限度を次のとおり引き上げることに決定、4月1日から実施するよう各行に通告した。(注)

(1) 普通預金

商業銀行

年利率 3½% (改訂前 3%)

貯蓄銀行、農村銀行および開発銀行 " 4 " (" 3½ ")

(2) 定期預金(各銀行共通)

90日もの

年利率 3¾% (改訂前は、

180 " "

期間に関係

270 " "

なく 4%)

360 " "

4½")

今回の預金利引上げは、漸次本格化が予定されている社会経済開発5か年計画(1962年7月~67年6月)の推

進に伴い、これに必要な民間資金の吸引をはかるためにとられたものである。

(注) フィリピン中央銀行通貨理事会は中央銀行法に基づき預金金利の最高限度を決定する権限を有する。

◇シリア、銀行国有化を実施

シリアの新革命政府(3月8日成立)は5月3日「銀行国有化令」を発表、地場民間銀行(6行)ならびにアラブ系外国銀行(6行)の国有化を即日実施した。

外国銀行は、すでに1961年にアラブ系を除き国有化を実施済みであるので、今回の措置によりシリア全銀行の国有化が完了をみたこととなり、今後、政府の任命する理事会の監督の下に運営されることになっている。

なお、経済大臣の声明によれば、今回の措置は、「革命政府の社会主義政策の線に沿ってとられたものであり、そのねらいは、銀行資金が政治資金に悪用されていた旧来の悪弊をただし、工業投資の促進と預金者保護をはかることがある」とされている。

◇韓国の公定歩合一部引下げ

韓国銀行(中央銀行)は、5月17日、公定歩合のうち貿易金融貸付金利を下記のとおり引き下げ、即日実施した。本措置は引き続き悪化しつつある国際収支の現状(5月20日現在の金外貨準備121百万ドル、年初来46百万ドル減)にかんがみ、輸出の促進をねらってとられたものである。これに伴い市中銀行の貿易資金貸付金利(最高)も引き下げられた。

(公定歩合)	(新)	(旧)
貿易金融貸付	日歩1銭2厘 (年利 4.4%)	1銭5厘 (5.5%)
(市中貸出最高金利)		
貿易資金貸付	日歩2銭2厘 (年利 8.0%)	2銭5厘 (9.1%)

なお、その他の公定歩合、すなわち一般資金貸付金利(日歩3銭6厘、年利13.1%)、商業手形割引金利(日歩2銭8厘、年利10.2%)は据え置かれた。